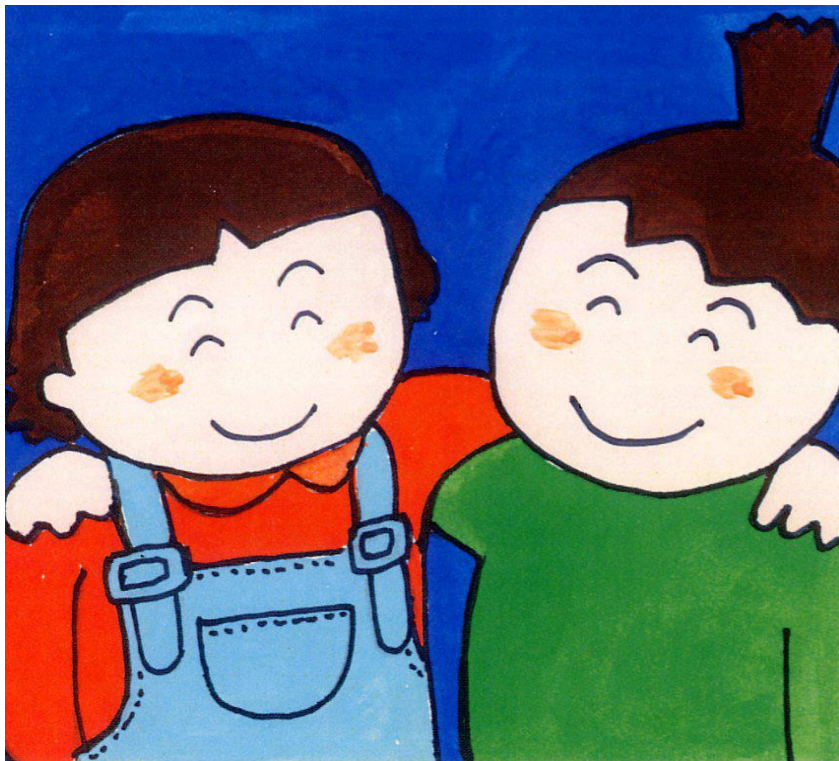


平成 31 年度(2019 年度)

大阪府立生野聴覚支援学校

通級指導教室 要 項



大阪府立生野聴覚支援学校

いくの聴覚言語支援センター 通級指導教室

〒544-0034 大阪市生野区桃谷1丁目2番1号

TEL 06-6717-3366(代表)

06-6717-3380(通級直通)

FAX 06-6717-5865

HP: <http://www.osaka-c.ed.jp/ikuno-r/>



目 次

I 教室の概要

- 1 教室の設置基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本校の通級指導教室の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 教室のしくみ

- 1 対象の児童生徒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 指導方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 通級指導日及び時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 通級指導の開始から終了までのシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 年間の主な活動・年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

IV 運営の実際

- 1 通級指導教室のお知らせについて（募集要項）・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 入級時の教育相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 通級指導教室開始の連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 通級指導記録（連絡帳）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 在籍学校への指導報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 通級指導終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 通級に関わる注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

※ 参考資料（別紙①～④、通級に関する法令等抜粋）

I 教室の概要

1 教室の設置基準

平成5年1月28日文部省より「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。そのことにより、「通級による指導」という教育形態が制度化され、平成5年4月1日から施行されました。同時に「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程」が告示、施行され、同項の規定により、特別の教育課程を編成し指導を実施することになり、これらに関係した文部省の通知（通達）が、平成5年1月28日にだされました。

その後、平成13年3月31日に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令」（政令153号）が公布されました。本校の通級指導教室は、同施行令第5条第2項第5号に基づき設置しています。平成14年5月27日に文科省通知（14文科初第291号）「障害のある児童生徒の就学について」により、本校では平成16年度より、通級指導教室に聾学校（現聴覚支援学校）通級指導専任担当教員2名を配置しています。

（別紙、法令等、関係資料参照）

2 本校の通級指導教室の経過

年度	通級児童生徒	計	在籍地	指導内容	担当者
平成16年度 (2004年度)	小学生 11名 *定期教育相談1名	12名	大阪市、豊中市、箕面市 茨木市、高槻市、交野市 門真市、松原市、富田林市	聴能 発音・発語 ことば	通級担当者 2名 発音担当教員 2名
平成17年度 (2005年度)	小学生 22名 中学生 1名 *定期教育相談2名	25名	大阪市、豊中市、箕面市、吹田市 茨木市、高槻市、枚方市、門真市 東大阪市、八尾市、柏原市 藤井寺市、富田林市、大阪狭山市	聴能 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者 2名 発音担当教員 2名
平成18年度 (2006年度)	小学生 21名 中学生 2名	23名	大阪市、豊中市、箕面市、 茨木市、高槻市、交野市、門真市 東大阪市、八尾市、柏原市 藤井寺市	聴能 発音・発語 ことば	通級担当者 2名 発音担当教員 1名
平成19年度 (2007年度)	小学生 23名 中学生 3名	26名	大阪市、豊中市、吹田市、茨木市 高槻市、交野市、枚方市、門真市 寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市 松原市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市	聴能 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者 2名 発音担当教員 1名 聴能・英語担当教員1名
平成20年度 (2008年度)	小学生 22名 中学生 4名	26名	大阪市、豊中市、吹田市、枚方市 茨木市、高槻市、交野市、門真市 寝屋川市、大東市、東大阪市 八尾市、松原市、藤井寺市、羽曳野市	聴能 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者 3名 発音担当教員 1名 聴能・英語担当教員1名
平成21年度 (2009年度)	小学生 17名 中学生 4名	21名	池田市、豊中市、吹田市 茨木市、大東市、門真市 四條畷市、八尾市 藤井寺市、羽曳野市	聴能 発音・発語 ことば 障がい認識	通級担当者 2名 発音担当教員 2名 聴能担当教員 2名
平成22年度 (2010年度)	小学生 23名 中学生 4名	27名	池田市、豊中市、吹田市 門真市、大東市、四條畷市 東大阪市、八尾市 羽曳野市、藤井寺市、富田林市	聴能 発音・発語 ことば 障がい認識	通級担当者 2名
平成23年度 (2011年度)	小学生 24名 中学生 5名	29名	池田市、豊中市、吹田市、茨木市 守口市、門真市、四條畷市、大東市 東大阪市、八尾市、柏原市 藤井寺市、羽曳野市、富田林市	聴覚学習 発音・発語 ことば 障がい認識	通級担当者 2名 発音担当者 1名
平成24年度 (2012年度)	小学生 20名 中学生 9名	29名	池田市、豊中市、吹田市、茨木市 守口市、交野市、門真市、枚方市 寝屋川市、大東市、東大阪市 八尾市、藤井寺市、富田林市	聴覚学習 発音・発語 ことば 障がい認識	通級担当者 2名

平成25年度 (2013年度)	小学生 15名 中学生 5名	20名	池田市、豊中市、吹田市 守口市、交野市、門真市 枚方市、寝屋川市、東大阪市 八尾市、藤井寺市	聴覚学習 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者 2名 I-DIC担当者 1名
平成26年度 (2014年度)	小学生 21名 中学生 5名	26名	池田市、豊中市、茨木市 吹田市、交野市、門真市 枚方市、寝屋川市、東大阪市 八尾市、藤井寺市、大阪市	聴覚学習 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者 2名 I-DIC担当者 1名
平成27年度 (2015年度)	小学生 21名 中学生 8名	29名	大阪市、池田市、茨木市、吹田市 交野市、枚方市、寝屋川市 東大阪市、八尾市、富田林市	聴覚学習 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者 2名
平成28年度 (2016年度)	小学生 19名 中学生 10名	29名	大阪市、池田市、茨木市、吹田市 交野市、枚方市、寝屋川市 東大阪市、八尾市、柏原市 羽曳野市、富田林市	聴覚学習 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者 2名
平成29年度 (2017年度)	小学生 22名 中学生 7名	29名	大阪市、池田市、茨木市、吹田市 交野市、枚方市、寝屋川市 東大阪市、八尾市、柏原市 羽曳野市、富田林市、箕面市	聴覚学習 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者 2名
平成30年度 (2018年度)	小学生 26名 中学生 5名	31名	大阪市、池田市、茨木市、吹田市 交野市、枚方市、寝屋川市 東大阪市、八尾市、柏原市 羽曳野市、富田林市、箕面市	聴覚学習 発音・発語 ことば コミュニケーション 障がい認識	通級担当者 3名

II 教室のしくみ

1 対象の児童生徒

- (1) 聴覚障がいをもつ通常学級在籍の児童生徒
- (2) 軽度の言語障がいをもつ通常学級在籍の児童生徒

＊難聴学級在籍の児童生徒は通級指導の対象にはなりません。

2 基本方針

- (1) 通級する児童生徒が個々の障がいの状況を正しく認識し、障がいに基づく困難を改善・克服できるよう個別に支援する。
- (2) 聴覚障がい児童生徒のセンター校として聴覚障がい児童生徒の集団活動の場を提供し、聴覚障がい者として生きる力を培うように支援する。
- (3) 通級する児童生徒が在籍学校で、より充実した学校生活が過ごせるように支援する。
- (4) 適切な支援ができるように、保護者や在籍学校との連携を密にする。

3 指導方針

- (1) 教育相談の結果に基づき、内容・方法・形態に考慮した、個々の児童生徒のニーズに沿った指導を行う。
- (2) 通級する児童生徒に聴覚障がい児童生徒の集団活動の場を提供する。そのことにより、聴覚障がい者として展望と誇りを持って生きていけるようにする。
- (3) コミュニケーションの多様な手段を紹介するとともに、その能力や意欲を育成し、人間関係を

築けるように指導する。

- (4) 障がい起因する諸問題について児童生徒・保護者・関係者からの相談を受け止め、ともに考え、解決策を導くことができるよう支援をする。

4 業務内容

- (1) 通級に関する教育相談（義務教育児童生徒）
- ①きこえと発音に関する諸測定
 - ②児童生徒、保護者との面談
 - ③担任・担当者との面談
- (2) 通級指導（子どものニーズに合わせて決める）
- ①通級指導の開始に当たって「教室開き(入級式)」を実施
 - ②自立活動に関する指導（定期的測定を含む）
 - a 発音・発語学習（個別指導）
 - b 聴覚学習（個別指導）
 - c ことばの学習（個別指導）
 - d コミュニケーション・手話・指文字の学習（個別指導・グループ指導）
 - e 障がい認識学習（個別指導・グループ指導）
 - ③補聴器の検査・適合等
 - ④教科の補充的指導
- (3) 在籍学校との連携
- ①担任へ「指導の記録（連絡帳）」送付（毎回）
 - ②学校長・担任、市教委へ年度末の「通級による指導報告」送付（年1回）
 - ③通常学級・支援学級担任等による通級指導の参観・懇談の受け入れ（随時）
 - ④指導に関する相談 個別の教育支援計画、指導計画作成への支援（随時）
 - ⑤学校訪問による在籍学校での学習・生活・聴覚障がい理解等に関する支援活動（年1回）
 - ⑥在籍学校の教職員対象の聴覚障がい理解研修会の実施（随時）
 - ⑦在籍学校の児童生徒対象の聴覚障がい理解授業の実施（随時）
- (4) 集団活動の提供
- ①通級児童生徒間での交流会（教室びらき、お楽しみ会）
 - ②グループ指導（必要に応じて）
 - ③通級児童生徒の本校での体験学習（進路に向けて希望者のみ 要相談） 等

5 通級指導日及び時間

週1回、隔週1回、月1回のうち、保護者や児童生徒のニーズに合わせて、回数を設定します。

週1回	}	月、火、水、金（木曜日は教育相談日）
隔週1回		
月1回		
1時間目	午後	2：15～3：00
2時間目	〃	3：15～4：00
3時間目	〃	4：15～5：00

*保護者、担任への支援等も随時行っています。

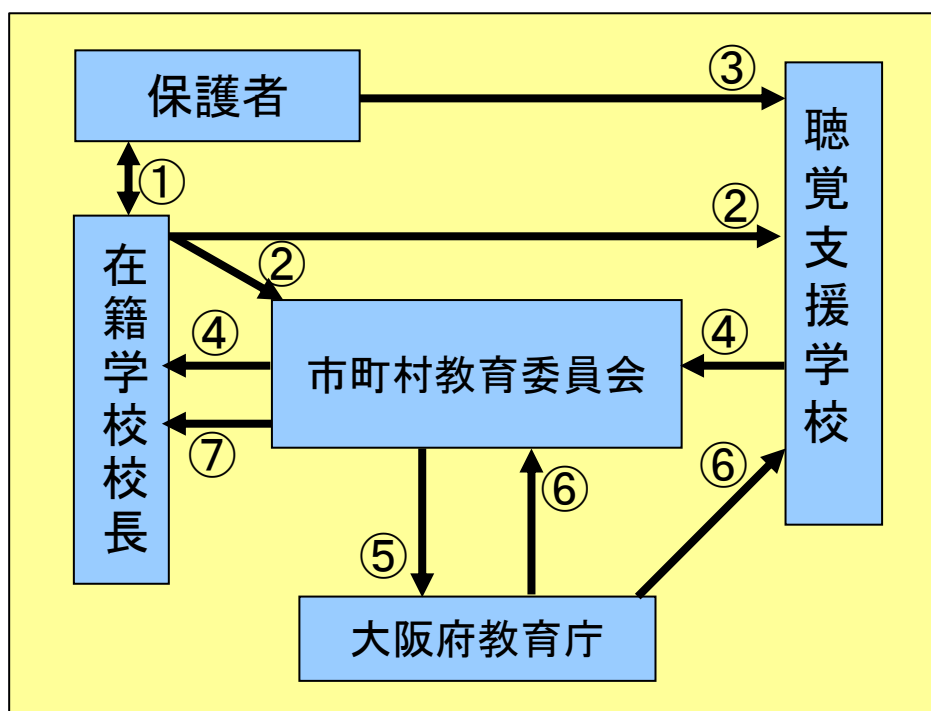
6 通級指導の開始から終了までのシステム

(1) 通級開始までの手続き

	手 順 の 流 れ	期 日
	大阪府教育庁経由で各市町村教育委員会から、各学校宛に「生野聴覚支援学校通級指導教室入級の手続きについて（ご案内）」がメール送信される。	3/1以降
①	保護者の申し出により、 小・中学校長（以後在籍学校長） は、通級希望の保護者と在籍学校にて、教育相談を行う。	3月中旬 ～4月上旬
②	在籍学校長 は、生野聴覚支援学校長宛に通級教育相談申し込み書を郵送する。（消印有効）	3月中旬 ～4月中旬
	同時に 在籍学校長 は、市町村教委に通級希望の旨を報告する。	同 上
③	通級指導教室にて、保護者・本人・在籍学校関係者と入級に関わる教育相談（面談・諸測定）を実施する。	4月上旬 ～4月中旬
④	生野聴覚支援学校は、教育相談の結果（ 指導開始日時報告含む ）を市町村教委に報告する。	4月中旬 ～5月上旬
	市町村教委 は教育相談の結果を在籍学校に通知する。	同上
⑤	市町村教委 は大阪府教育庁に、通級による指導の実施に係わる依頼をする。	4月中旬 ～5月上旬
⑥	大阪府教育庁 は、市町村教委からの通級指導の実施に係わる依頼を確認し、通級指導の決定を市町村教委と生野聴覚支援学校に通知する。	5月上旬 ～5月中旬
⑦	市町村教委 は、在籍学校長に通級決定の通知を行う。 （特別の教育課程を編成）	5月中旬
	生野聴覚支援学校「通級教室びらき」時に、通級にともなう事務連絡（「通級のお知らせ」を配布）を行う。	5月下旬

*具体的な日程については、「案内」をご覧ください。

*年度途中の教育相談は、随時行います。



(2) 通級在籍中のシステム

- ・通級指導教室は、年度末に各市町村教育委員会に「通級による指導報告」を書面で報告する。
- ・通級指導教室の担当者が在籍学校を訪問し、授業参観及び担任・担当者と懇談する。
- ・在籍学校担任等の通級指導の参観や懇談は、随時受け付ける。
* 参観や懇談を希望される場合は前日までにご連絡ください。

(3) 通級終了のシステム

- ・通級指導教室は、単年度での指導である。
- ・通級児童生徒の障がいの状態が改善された時、あるいは家事都合等で通級指導を継続できない時は、保護者、在籍学校長、担任・担当者との協議により終了を決定する。
- ・通級指導の終了を在籍学校長は各市町村教育委員会に申請する。
市町村教育委員会は、その旨を大阪府教育庁に通知する。

Ⅲ 年間の主な活動・年間計画

	通級教室の主な活動	研修計画
4月	・ 31年度通級教育相談受付 ・ 申し込み児童生徒の教育相談・諸測定	・ 聴覚障がい児童生徒の理解のための研修会Ⅰ (概論)
5月	・ 在籍学校への連絡(通級開始日、入級式等) ・ 通級教室びらきと授業見学 ・ 児童生徒の通級指導開始	
6月	・ 在籍学校への訪問と懇談	
7月	・ 在籍学校への訪問と懇談 ・ 夏季休業中の教育相談及び諸測定(必要に応じて) ・ 通級お楽しみ会	・ 聴覚障がい児童生徒の理解のための研修会Ⅱ (進路ガイダンス)
8月	・ 夏季休業中の教育相談及び諸測定	・ 近畿教育オーディオロジー講習会 ・ 発音発語研究会 ・ 聴覚障がい児童生徒の理解のための研修会ⅢⅣⅤ (発音発語指導、手話、言語指導、教科指導、等)
9月	・ 在籍学校への訪問と懇談	
10月	・ 在籍学校への訪問と懇談	
11月	・ 在籍学校への訪問と懇談	
12月	・ 冬季休業中の教育相談及び諸測定(必要に応じて)	・ 聴覚障がい児童生徒の理解のための研修会Ⅵ (聴覚管理、等)
1月	・ 冬季休業中の教育相談及び諸測定(必要に応じて)	
2月	・ 保護者との懇談 (次年度に向けて)	
3月	・ 児童生徒の通級指導終了 ・ 在籍学校、市教委への年度末の指導報告書送付 ・ 次年度通級入級案内の配信	

* 毎週木曜日は教育相談を受け付けています。

* 毎回の指導終了ごとに、通級指導記録(連絡帳)を在籍学校へお渡ししています。

IV 運営の実際

1 通級指導教室のお知らせについて（募集要項）

大阪府教育庁より、市町村教育委員会を通じて、聴覚障がい児童、生徒の在籍学校へ通級指導教室の案内が送付されます。

- ・申し込みと教育相談の期間

	本校への申し込み締切日	入級のための教育相談期間
継続希望者	3月15日	4月4日～4月12日
新規希望者	4月12日	4月15日～4月19日

- ・指導期間 平成31年5月～平成32年3月

- ・申し込みの流れ

通級教育相談申込書を本校学校長宛郵送（消印有効 FAXは不可 同時に市教委へ報告）

→ 本校担当者から電話による日程調整 → 教育相談実施 → （本校より市教委経由で）結果報告 → （市教委より府教育庁へ）依頼 → （府教育庁より決定通知）通級開始

2 入級時の教育相談について

（1）教育相談の申し込み

- ① 通級指導教室の指導を希望される保護者から「通級教育相談申込書」と「教育相談希望日時票」を在籍学校の担任が受け取ってください。 別紙①－1 ①－2
- ② それを受けて、在籍学校で教育相談を行い、在籍学校長より生野聴覚支援学校長宛に、通級教育相談の申し込みを郵送で行ってください。

宛先 〒544-0034 大阪市生野区桃谷1丁目2番1号

大阪府立生野聴覚支援学校 学校長宛 通級教育相談申込書 在中

- ③ 申し込み受け付け後、教育相談日時を通級指導担当者より電話で在籍学校の担当者に連絡させていただきます。

（2）教育相談の内容

- ① 本人及び保護者との面談
教育相談内容の聞き取り
- ② 諸測定等（必要に応じて）

＜きこえに関する調査＞	＜発音に関する調査＞
・純音聴力測定	・発音状況調査
・装用閾値測定	・音読
・補聴器特性検査	
- ③ 在籍学校担任・担当者との面談
学校での支援体制、学校でのきこえの状況等について

（3）教育相談結果の報告 別紙②

教育相談結果は市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会から、在籍学校長に通知されます。

3 通級指導教室開始の連絡

生野聴覚支援学校通級指導教室開始にあたって、在籍学校へ開始日について文書で連絡します。

4 通級指導記録（連絡帳） 別紙③

流れの手順

- ・指導日ごとに、指導内容や児童生徒の様子を記録し、月ごとに送付します。
- ・指導記録は、通級児童生徒の在籍学校へ書留通送便で送付します。
- ・学校での様子や連絡事項を記入の上、保護者にそのコピーを2部お渡しください。
- ・翌月の通級日に保護者を通して、その指導記録を通級担当者が受け取ります。
- ・指導記録の「連絡事項」欄を活用することで、在籍学校との連携を密にし、障がい理解を深め、児童、生徒の学力の向上を図っています。

5 在籍学校への指導報告 別紙④

学年末に「通級による指導報告」を作成し、在籍学校および市町村教委へ、1年間のまとめの報告をします。

6 通級指導終了の通知

通級終了が決定した時は、市町村教育委員会より在籍学校へ通知されます。

7 通級に関わる注意事項

- (1) 保護者同伴で、開始時間に遅れないようにお越し下さい。
- (2) 欠席されるときは、必ず在籍小・中学校から、通級指導教室にお電話でご連絡ください。
- (3) 非常時及び交通機関のストライキ等で、通学事情に異常が生じた場合は、本校の授業の扱いと同じとします。午前7時の時点で、ストあるいは気象警報が解決・解除されていない場合は、臨時休業となります。本校より、在籍学校に連絡いたします。
- (4) インフルエンザ等で在籍学校または本校が学校閉鎖になった場合、通級児童生徒が在籍する学年・クラスが閉鎖になった場合は通級指導はありません。
- (5) 本校の式日・行事日等は、通級指導はありません。

通級教育相談申込書

平成 年 月 日

生野聴覚支援学校 通級指導教室の教育相談を受けたいので申し込みます。

ふりがな 児童・生徒名	年 月 日生	男 ・ 女
保 護 者 名		

※学 校 名	市立 小・中 学校	
※学年 ・ 組	年 組 (平成31年4月～)	
※住 所 (学校の住所を ご記入下さい)	〒 ー (最寄り駅 線 駅)	
※TEL ・ FAX	〔TEL () 〕 〔FAX () 〕	
※校 長 名		
※教 頭 名		
※担 任 名	通常学級	
	(支援学級)	
※支 援 教 育 コーディネーター名		

太線内は保護者をご記入ください。 ※印については担任をご記入ください。
希望日時の用紙も一緒にご送付ください。

↑
窓口の先生に
○をご記入下さい。

教育相談希望日時

下記の表からご希望の日時を①②③と、第3希望までお書きください。

	月 日	曜 日	午 前	午 後
継続希望者記入欄 継続希望者は 4月 4日（木）から 4月12日（金）まで	4/4	木		
	5	金		
	8	月		
	9	火		
	10	水		
	11	木		
	12	金		
新規希望者記入欄 新規希望者は 4月15日（月）から 4月19日（金）まで	15	月		
	16	火		
	17	水		
	18	木		
	19	金		

*教育相談は、児童生徒、保護者、学校関係者で来校していただきますので、あらかじめ、**三者で日程調整をされた上で**、ご記入下さい。

*教育相談時にご持参していただくもの

学校関係者	・ 在籍校の年間行事予定表 ・ 時間割表（春期休業中の場合、後日で構いません）
保護者	・ 最近の病院等での聴力検査結果

*申込書と一緒にご送付ください。

大阪府立生野聴覚支援学校
校 長 名

通級入級希望の児童生徒の教育相談における面談・調査の結果を下記のとおり報告いたします。

〇〇市立　　〇〇〇　学校					
年　組		児童・生徒氏名		実施日　年　月　日	
<聞こえに関する調査> ・聴力測定：平均聴力レベル　右　dB　左　dB <発音に関する調査> 					
<意見> ①特に問題は見られない ②通級指導を要す ③その他					
保護者の通級希望の有無		有　・　無		通級教室びらき　　　月　　　日（　） 初回指導予定日　　 月　　　日（　）	

上記の結果等につきまして質問等がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

大阪府立生野聴覚支援学校	通級指導教室	担当者名
TEL	06-6717-3380	(直通)
	06-6717-3366	(代表)
FAX	06-6717-5865	

学習の記録、連絡事項

月 日

○学習の記録

	学習の内容	学習の状況
聴覚学習		
発音発語学習	学習内容を記入 例 （母音の聴き取り） （助詞の学習）	指導時の様子を記入 検査等の結果の記入 （聴力測定 諸検査等）
ことばの学習		

○連絡事項、次回までの課題等

次回までの課題、連絡事項	今回の様子、次回までの課題、連絡、持ち物等を記入
学校での児童生徒の様子、連絡事項	在籍学校での様子を担任に記入して頂く

別紙④ 在籍学校への学年末の指導報告書

平成 年 月 日

学校長 様
年 組 担任 先生

大阪府立生野聴覚支援学校
校長名

平成 年度 通級による指導報告

児童・生徒 氏名	(第 学年 組 男・女)											
通級指導 担当者												
通級指導期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (毎週・隔週・月 1 回 曜日)											
指導形態	週 単位時間 (午後 時 分 ～ 午後 時 分)											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
通級予定日数												
通級した日数												
備 考												

指導事項の概要	聴覚学習： 発音・発語学習： ことばの学習： 障がい認識： 測定、検査等：
所見	

14文科初第291号 「障害のある児童生徒の就学について（通知）」

抜粋

b 通級による指導

学校教育法施行規則第73条の2第1項の規定に基づく通級を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

(1) 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 留意事項

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は以下のとおりであること。

ア 学校教育法施行規則第73条の2第1項の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同項の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるように十分に配慮すること。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成5年1月28日文部省令第1号）

抜粋

第73条の21 小学校又は中学校において、次の各号の1に該当する児童又は生徒（特殊学級の児童及び生徒を除く）の内当該心身の故障に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部大臣が別に定めるところにより、第24条第1項、第24条の2および第25条の規定並びに第53条第1項及び第2項、第54条及び第54条の2の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

1 言語障害者 2 情緒障害者 3 弱視者 4 難聴者 5 その他心身に故障のある者で、本項の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第73条の12第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第73条の22 前条第1項の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校又は中学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校又は中学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

附 則 この省令は、平成5年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日文部科学省令第22号及び文部科学省告示第54号により改正）